

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書

現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては、地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には20,000件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、政府においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

一、医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。

一、ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士を始めとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、総務大臣

都市農業の振興策強化等を求める意見書

都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとの観点から、関連法制や税制の見直しが国政における重要課題になっている。

都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給に加え、安らぎ空間の創出、防災空間の確保など重要な多面的役割を担っている。しかし、農業従事者の高齢化や都市部での重い税負担などを背景に、全国の市街化区域内の農地はこの20年間で半分近くに減少している。都市部で貴重な都市農地を守り、都市農業の持続的な発展を目指す取組が急がれている。

こうした観点から、政府においては、下記の項目による、生産緑地制度の見直しを実施すると共に、都市農業の振興や農地の保全を図る法整備を強く求める。

記

- 一、相続税納税猶予制度の適用を受けた生産緑地について、一般農地と同様に、貸借を可能にし、「貸しやすく借りやすい生産緑地」にすること。
- 一、生産緑地の指定を受ける際の「一団の農地で500平方メートル以上」という一律の規模要件を見直し、市町村が主体的に規模を定め、指定できるようにすること。

平成27年3月19日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、総務大臣

「核兵器のない世界」構築への取組を求める意見書

平成 27 年は、第二次世界大戦の終戦から 70 年の節目を迎える。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらした事への反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力をうたっており、特に、唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取組において、積極的貢献を果たさなければならない。

一日も早い「核兵器のない世界」の構築に向けて、政府に下記の事項を求める。

記

- 一、唯一の被爆国として、核兵器の悲惨さを積極的に発信し、核兵器のない世界への取組の先頭に立つこと。
 - 一、平成 27 年 5 月に開催される核不拡散条約再検討会議で、「核兵器禁止条約の交渉開始」を明記した文書の採択を目指すこと。
 - 一、原爆投下 70 年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会において、核兵器のない世界に向け、力強いメッセージが発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者に加え、各方面にわたる参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 19 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣

重度精神障がい者への医療費助成及び公共交通機関の 運賃割引等の適用に関する意見書

平成5年の障害者基本法により、これまで主に医療の対象であった精神障がい者が障害者福祉の対象として位置付けられ、身体・知的障がい者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられた。しかし、精神障がい者と身体・知的障がい者との格差は解消されていない。例えば身体及び知的障がい者の重度障がい者については、全ての医療費が助成の対象となっているが、17道県及び7政令市以外では、精神科の通院医療以外の診療科目について助成の対象にはなっていない。

また、身体及び知的障がい者の重度障がい者については、JR、民間鉄道、バス、航空機の運賃、高速道路の通行料金などが割引の対象となっているが、精神障がい者については、割引の対象にはなっていない。

精神障害者家族会連合会が、全国的に実施したアンケート調査の結果にも、診療費の負担から受診を控えることや、交通費の負担で困っている声が多数寄せられるなど、経済的に苦しい状況が浮き彫りになっている。

よって、政府に対し、下記の事項について、適切な措置が講じられるように求める。

記

一、重度精神障がい者についても、身体及び知的障がい者の重度障がい者と同等に全診療科の入院、通院費の助成の対象とすること。また、公共交通機関の運賃割引を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

寝屋川市議会

(提出先)内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、総務大臣

ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書

近年、日本ではヘイトスピーチが大きな社会問題となっている。国連人種差別撤廃委員会では、日本政府に対し毅然と対処するよう勧告するなど、国際社会からも厳しい指摘がなされている。

ヘイトスピーチは、単なる侮蔑にとどまらず、在日韓国・朝鮮の人々に対する社会的排除と暴力であり、決して許されるものではない。

現在、国会においても、ヘイトスピーチ対策等に関する検討プロジェクトチームや超党派の議員連盟で鋭意検討されている。

国及び政府においては、民族差別をあおるヘイトスピーチを根絶するために、立法措置を含めて、毅然とした立場で臨むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、国家公安委員会
委員長、総務大臣